

令和5年5月19日

保護者の皆様

練馬区立光が丘春の風小学校  
校長 内木 勉

## 新型コロナウイルス感染症5類移行後の教育活動について

新緑の美しい季節になりました。保護者の皆様には、平素より本校の教育活動にご理解とご協力を賜り、心より感謝申し上げます。

さて、本校では、5月8日より新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行したことを受けて、練馬区教育委員会の方針に基づき、コロナ前の教育活動に少しずつ戻していきます。6月3日には、久しぶりに全校児童が一同に会して運動会も行います。子供たちが健やかで充実した学校生活を送ることができるよう、ご理解とご協力のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

### 記

#### 1. 5月22日から変更すること

- ①Google フォームによる体温、健康状態の把握はおこないません。今後も児童の体調管理には十分ご留意ください。
- ②新型コロナウイルス感染症については、インフルエンザと同様の扱いとなります。
  - ・児童本人が陽性と判定された場合、発症した後5日、かつ、症状が軽快した後1日経過するまで出席停止とします。  
(無症状の場合は、検体を採取した日から5日を経過するまで出席停止とします。)
- ③新型コロナウイルス感染症への対応は次の通りです。
  - ・発症から10日を経過するまでは、マスクの着用をお願いします。
  - ・濃厚接触者の特定を受けても、本人に感染が確認されていない場合は、出席停止になりません。(登校することができます。)
  - ・発熱や嘔吐、咳など普段と異なる症状がある場合は、無理して登校しないようにしてください。(欠席扱いとなります。)
  - ・感染不安による欠席は、22日からは欠席扱いとなります。状況によっては出席停止となる場合もありますので、個別にご相談ください。  
※同居家族に高齢者いる場合や基礎疾患がある場合など、校長が認めた場合は出席停止となります。

#### 2. 5類へ移行後も継続していくこと

- ①適切な換気の確保
- ②手洗い等の手指衛生や咳エチケットの指導
- ③給食配膳時の給食当番のマスク着用  
(その他の教育活動では、マスクの着用は、個人の判断に任せます。)
- ④水筒の持参 (感染症防止のためだけでなく、熱中症予防のため)

以上